

戸別所得補償モデル対策における横島干拓の取り扱いに関する意見書

横島干拓においては、昭和47年に入植が行われたが、新規開田抑制措置が実施される中で、営農計画は、当初の水田営農から畑作営農へと変更された。

しかしながら、海拔マイナス0.8メートルという立地条件の中で、湛水性作物の栽培を前提として整備された圃場では、排水不良や塩分障害等の問題から脱却することは難しく、水稻作付なしには経営を成り立たせることは困難な状況である。

このため、除塩等の土壌改良や経営安定を図るための特例措置として水稻の作付が認められてきたところである。

現在は、生産数量目標の配分に即し、農業共済にも加入した上で水稻を作付けしており、稲作は地域内の農家の農業経営上重要な柱となっている。

よって、国におかれては、稲作農家の経営安定等を図るため、平成22年度において戸別所得補償モデル対策を実施するとされているが、横島干拓においても、新たな農業政策のもとで安定的な農業経営を持続することができるよう下記事項について強く要望する。

記

横島干拓の水稻については、戸別所得補償モデル対策（米戸別所得補償モデル事業）の対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月24日

熊本県議会議長 早川英明

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫様
農林水産大臣	赤松広隆様